



※前年度の申請時期によっては、ハガキ形式の申請書が送付されない場合があります。この場合も改めて窓口にて申請をしてください。

※在学する学校等が変わった方については、改めて窓口にて申請する必要があります。

※在学する学校等が変わった方については、改めて窓口にて申請する必要があります。

引き続き同一の学校に在学する方には日本年金機構からハガキ形式の申請書が送付されます。必要事項を記入し、返送してください。

※申請は年度ごとに必要
●申請は年度ごとに必要
●申請は年度ごとに必要

●申請は年度ごとに必要
●申請は年度ごとに必要
●申請は年度ごとに必要

●申請は年度ごとに必要
●申請は年度ごとに必要
●申請は年度ごとに必要

●申請は年度ごとに必要
●申請は年度ごとに必要
●申請は年度ごとに必要

●申請は年度ごとに必要
●申請は年度ごとに必要
●申請は年度ごとに必要

医療・保険・年金

高齢者用肺炎球菌予防接種のご案内

▼問合せ 健康いきいき課
☎ 62-0716

嵐山町の死亡原因の第3位は肺炎です。肺炎球菌の感染予防、重篤化予防のために予防接種を受けましょう。

●定期予防接種対象者（下記表参照）

①今年度中に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方

②60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能障害がある方

※過去に1度でも町の助成を受けて接種された方は、対象外となります。

定期接種該当の方へ健康いきいき課より「嵐山町予防接種券」を送付します。

●任意予防接種対象者

65歳以上、かつ定期予防接種対象者以外で、まだ1度も町の助成を受けていない方

接種期間 4月1日～翌年3月31日

接種費用 自己負担 5,000円

（生活保護受給者は無料）

高齢者用肺炎球菌定期予防接種のご案内

対 象 年 齢		対 象 年 齢	
65歳	昭和30年4月2日～ 昭和31年4月1日生まれの方	85歳	昭和10年4月2日～ 昭和11年4月1日生まれの方
70歳	昭和25年4月2日～ 昭和26年4月1日生まれの方	90歳	昭和5年4月2日～ 昭和6年4月1日生まれの方
75歳	昭和20年4月2日～ 昭和21年4月1日生まれの方	95歳	大正14年4月2日～ 大正15年4月1日生まれの方
80歳	昭和15年4月2日～ 昭和16年4月1日生まれの方	100歳	大正9年4月2日～ 大正10年4月1日生まれの方

スポーツ

大会結果

▼問合せ 教育委員会事務局
☎ 62-0824

令和元年度マスターズグラウンド・ゴルフ大会4回戦

日程 2月17日
場所 総合運動公園

第1位 栗原葉子（長生会花みずき）
第2位 小久保勝代（勝田親和会）

第3位 及川 巖（広野クラブ）
第4位 市之瀬甲一

第5位 菅谷7区ランド・ゴルフ愛好会
第6位 長島賀市（鎌形南部寿）

第7位 野口四郎
第8位 菅谷3区健康クラブ

第9位 新井 清
第10位 杉山ランドゴルフ愛好会

第11位 宮沢郁子（五月会）



保険が変わったら必ず届出を

▼問合せ 町民課
☎ 62-2154

社会保険や共済などの健康保険の資格がなくなり国保に加入するときは、原則として14日以内に届出が必要です。前の保険の喪失日がわかる証明書と印鑑をお持ちください。

また、社会保険に加入して、国保を脱退するときも届出が必要です。届出がないと、保険に二重加入していることとなり、被保険者の方が保険税を二重負担することになってしまいます。社会保険に加入した場合は、新しい社会保険の保険証・国保の保険証と印鑑をお持ちください。

国民年金保険料の二重納付にご注意ください

▼問合せ 川越年金事務所
☎ 049-242-2657

初めて口座振替による前納申し出をされた場合、システム処理の時期によって、現金で納める納付書が届いてしまう可能性があります。

前納保険料が口座振替される前に現金で納付された場合は、現金納付が優先され、口座振替による前納割引を利用することができなくなります。

消費者コーナー

新聞購読契約に関するトラブルに注意しましょう

▼問合せ 企業支援課
☎ 62-0720

新聞の訪問販売員が家に来た。「商品券や洗剤やトイレットペーパーなどの景品も付けるから」としつつこく勧誘され、半年間の新聞購読契約をしてしまった。しかし、普段あまり新聞は読まない。3日後、販売店に「やはり解約したい」と連絡したところ「商品券や景品をもらって置いて、今更解約には応じられない」との返答であった。

「なかなか帰ってもらえず、仕方なく契約した」「配達開始が数年先の契約」という相談が多くを占めています。中でも、一人暮らしの高齢者や障害者に対しての勧誘・契約トラブルが増えています。

【消費者へのアドバイス】

①ドアを開ける前に用件を確認し、必要がなければきっぱりと断りましょう。また、金券や景品につられて不要な契約はしないようにしましょう。
②訪問販売による場合、契約書を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフを行うことができます。
③一人暮らしや高齢者のみの世帯に

なお、口座振替分については、後日、日本年金機構より還付手続きに付いての案内が届きます。

4月から国民年金保険料額が変わります

▼問合せ 町民課
☎ 62-2154

国民年金保険料は前年度と比べ130円引き上げられ、月額16,540円となります。保険料は一人当たりの賃金の伸び率・物価に応じて改定されます。

国民年金保険料を後払いできる学生納付特例制度

▼問合せ 川越年金事務所
☎ 049-242-2657

20歳以上であれば、学生であっても国民年金に加入し、保険料を納める義務が生じます。しかし、経済的に保険料を納めることが難しい場合は、保険料を後払いにできる「学生納付特例」の制度があります。

申請手続きについて

次の必要書類等をご準備の上、町民課またはお近くの年金事務所にてお手続きください。

①学生証（在学期間が確認できるもの）
または在学証明書

は、身内やホームヘルパーなど周囲の見守りや声かけが大切です。見慣れない商品や契約書等に気が付いたら、事情を聞いてみましょう。
※業界団体では「新聞購読契約に関するガイドライン」を策定し、解約に応じなければならぬ場合を設けています。また、購読料の6か月分の8%を超える景品を提供した場合は解約に応じるべきとしています（参考：新聞公正取引協議会）。
困ったときには、お近くの消費生活センター等にご相談ください。
消費生活センターへのお電話は、全国共通の電話番号「188番」へお掛けください。

【広告】
駐車場完備 平日午前10時～午後5時 時間外応相談
東松山総合法律事務所
弁護士 笠原徳之・弁護士 瀬戸一哉・弁護士 五十川剛俊
予約受付電話 **0493-81-3744**
あなたの街の近所にある弁護士事務所です。
相続・事故・離婚・借金・刑事、何でもご相談下さい。
〒355-0017 東松山市松葉町2丁目1番13号
HP <http://www.hmlf.jp> E-Mail info@hmlf.jp